地球環境ガバナンスに おける包摂と排除: 森林法執行アプローチ に至るインドネシアの 森林管理の系譜を中心 に

山口 治男*

*神戸大学大学院国際協力研究科博士後期課程

Journal of International Cooperation Studies, Vol.22, No.2·3 (2015.1)

I. はじめに

経済的なグローバル化の進展と深化は、そ れらが自然環境にもたらす影響も地球規模に 拡大させている。気候変動や大気汚染、森林 劣化といった問題は、その影響が国境を越え て展開するという意味で国際的であるだけで なく、それらへの対応が一国単位では不可能 だという意味でも国際的な問題であり、それ らに対してどのような枠組みで対応するべき か、という課題は、国際的に議論されるべき 領域としての重要性を増してきている。本稿 で考察の対象とするインドネシアの森林劣化 に関して言えば、森林伐採が行われているの はその森林が地理的に位置する国内の現象で あるとしても、それが気候変動に対して与え る悪影響は国境線に遮られるものではない。 また、その木材の供給を可能にする仕組みや、 バイオ燃料の供給地開拓に向けた圧力は、日 本を始めとする先進国や新興国の需要に支え られているものでもある。しかし、このよう な地球規模の環境問題への対応が地球規模の 枠組みによって行われることは、必ずしも自 明のことではない。特にインドネシアに関し ては、開発独裁体制の下、その森林は内政不 干渉の領域に置かれており、それに対する国 際的な関与が増大を始めるのは、1990年代 後半の開発独裁体制崩壊以降のことであり、 その枠組みの構築は現代の地球環境ガバナン スの主要な課題のひとつであると言える」。

そして、このような現代の地球環境ガバナンスには、ひとつの際立った特徴がある。それは、その枠組みにおける主体の多様性・多

元性の強調であり、より限定的に言えば、地 球環境ガバナンスへの、ローカルな共同体の 成員(「地域住民」)の取り込みである。国際 的な枠組みによって行われる環境ガバナンス において、主権国家は依然として重要なアク ターであり、その具体化に至るまでには間国 家的な取り組みが必要とされることに変わり は無い。しかしながら、熱帯雨林保護を想起 しても明らかなように、その具体的な実践は 常に具体的でローカルな場を持つこともまた 必然であり、環境被害も環境保護も、そのロ ーカルな場において最も生々しく、先鋭に顕 在化する。そのあらわれの場に生きる具体的 な人間の声を地球環境ガバナンスの枠組みの 中に取り込むべきことが、そこで謳われるよ うになったのである。環境政策学者の松下和 夫もまた、地球環境ガバナンスそれ自体を「上 (政府) からの統治と下(市民社会) からの 自治²」の統合であり、「持続可能な社会の構 築に向け、関係する主体がその多様性と多元 性を生かしながら積極的に関与し、問題解決 を図るプロセス」(松下, 2007: 4) と定義し ている3。

本稿ではそのような地球環境ガバナンスの中でも重要性が高まっている事例の1つとして、インドネシアにおいて進行中の森林法執行及びガバナンスアプローチ(Forest Law Enforcement and Governance,以下「FLEG」とする4)について考察していく。本稿も環境ガバナンスの重層性と重要性を認識し、国際的なガバナンスにローカルな人々の声を反映するべきだという立場を共有するものであ

る。しかし、法や合理的理性に基づく森林管理主義(environmental managerialism)によって自然環境を管理の客体とし、さらには地域住民を「放っておけば競争的収奪によって地球公共財(コモンズ)を荒廃させてしまう」盲目的で競争的なものと捉え、それらを合理的・合法的管理の枠組みの中に取り込もうとする姿勢は、垂直的な支配関係と表裏にあり、それが自然環境破壊の根底に潜んでいるということは、ブクチンが既に鋭く指摘していたものである。インドネシアのFLEGが、単なる上からの統治による地域住民の囲い込みであるのか、それとも自然環境や地域住民と共生するような仕組みとなり得るかどうかを、以下で検討していきたい。

Ⅱ. 議論の対象と構図

森林の減少及び劣化は、地球環境問題の中でもとりわけ高い関心を集めてきた課題の1つである。。世界の森林減少のペースは、1990年代で毎年平均1,600万ha、2000年代に入ってそのペースは鈍化したとはいえ、それでも毎年平均1,300万haが失われ続けており、これは2年で日本の森林が全て失われてしまうほどの面積に相当する(FAO,2010a:xv)。特にインドネシアにおける森林面積の減少はブラジルに次いで深刻なもので、最悪のペースで森林消失が進んだ1990年代には、年間平均190万haもの森林が失われたと見られている。このペースは2000年代前半には年間平均31万haと一旦改善に向かったが、2000年代後半には年間平均

69万 ha と再び悪化している (表1)。

そして、この森林劣化の原因として焦点を 当てられてきたのが「違法伐採7」の問題で ある⁸。とりわけ東南アジアでは違法伐採が 森林減少の主要な加速要因としてあらわれて きており、インドネシアでは流通している木 材の80%が違法伐採であるというデータも ある (Tacconi, 2003a)。FAO などによるこ のような状況分析を受けて、1998年のバー ミンガム・サミットにおいて発表された「G 8森林行動プログラム | で「違法伐採との闘 い」がコミットされ9、そこから「違法伐採」 に対する国際的な取り組みに向けたコンセン サスが急速に形成されることになった。そし てその後、2001年9月にインドネシアで開 催された「森林法の施行に関する東アジア閣 僚会合10」において FLEG アプローチが東ア ジアにおいて明確に打ち出されることとなっ た(東アジア FLEG プロセス)。さらにその 翌 2002 年 4 月にイギリスとインドネシアの 政府間で締結された「森林法の執行及びガバ ナンスの改善、違法伐採と違法伐採木材・木 製品の国際取引に対抗するためのインドネシ ア共和国政府とイギリス政府間の協力に関す る覚書 (MoU)」を皮切りに、二国間、多国 間での具体的な協力体制が構築され始めた 11。また世界銀行は、東アジアやアフリカ(2003 年~)、欧州・北アジア (ENA - FLEG、 2005年~) における FLEG プロセスにも積 極的にコミットしており、2006年までに累 計で15億US \$ もの資金を拠出している (The World Bank, 2006: 33)

このように様々な木材生産国や木材消費国 が FLEG を取り入れつつあり、それらは今 まさに構築されている新しい枠組みであると 言える。そのため、本稿の文脈で言う「下か らの自治」(あるいはローカルな共同体によ る自治)とFLEGの関係に焦点を当てた先 行研究は未だ少ないのが現状である (Colchester, 2002, 2006, Kaimowitz, 2003, Obidzinski and Agus, 2005, Tacconi, 2007 & ど12)。しかしながら、これら違法伐採と森 林法の執行に関する研究において一貫して指 摘されている問題がある。それは、短絡的な 法の執行が、その取り締まられる地域住民の 生活環境に破壊的な影響をもたらす一方で、 大規模な伐採業者はその取り締まりを免れ、 結果として違法伐採は放置され、自然環境に も破壊的な影響を与えてしまっている現状で ある。そのような短絡的な法執行の強化が地 域住民の生活環境に与える悪影響について、 カイモヴィッツ (Kaimowitz, 2003: 199) で

表1:インドネシアにおける森林面積の推移とその位置付け

	1990	2000	2005	2010
生産林	62,342	51,628	51,225	49,680
土壌・水源保護のための森林	24,301	23,272	22,996	22,667
生物多様性保存のための森林	16,415	15,324	15,228	15,144
用途不明の森林	15,487	9,185	8,408	6,941
計	118,545	99,409	97,857	94,432

出所: FAO (2010b: 10-21) を基に筆者作成。(単位: 1,000ha)

Р105-Щ□. indd 107 2014/12/02 11:17:16 は以下の4点が指摘されている。

- ・法はそれまで存在していた地域住民による所有やアクセス、使用を制限・禁止し、 それらを非合法化しつつ実質的に不可能 にしてしまう
- ・地域住民は、彼らの所有を正当化し「合 法化」するだけのリソースやコネクショ ンを持っていないために、非合法な地位 に止まらざるを得ない
- ・法を強制する際、役人は金持ちよりも貧 しい人々に対して、より精力的に、苛烈 に取り締まりをする
- ・多くの違法伐採は実質的に政府や政治家 たちに追認されるか支配されており、そ れゆえ「取り締まりを強化する」ことで 締め出されるのは地域の人々である

このような状況において法執行に多くの資源をつぎ込むことは、「キツネに鶏小屋の警備を頼んでいるようなもの」(Colchester, 2006: 63)なのである。さらに、このような「森林保護」の実行によって生活の基盤を失った住民たちが結果的に違法伐採業者の下働きとなったり、アブラヤシのプランテーションの労働者となったりすることで、森林に対してさらなる負の影響を与えることにもつながっている。このような状況は、開発独裁を経験した発展途上国の行政にありがちな問題ではある。しかしながら、これを単に腐敗や賄賂の問題として片付けてしまうのは適切ではない。森林法の執行の問題は、地域住民がそこ

に存在すること自体を、その生活そのものを 非合法化してしまう力を持たされており、そ して、その力は実際に行使されてきているの である。地域住民は、その力にアクセスし行 使することは認められていないか、それが実 質的に不可能な状態に置かれてきた。それゆ え、確かに役人と伐採業者が癒着して不当な 利益を得る汚職の問題は FLEG において解 決されるべき中心的課題の1つではあるとし ても、同時に、森林における構成的権力その ものを、地域住民の視座から見直していく必 要がある。

このように、インドネシアというフィール ドにおいて、FLEG という制度を通じた「上 からの統治」によって地域住民の生活が脅か され、また環境保護にも失敗するという、地 球環境ガバナンスの中心的な課題の1つが顕 著に表れていることが分かる。このような統 治と自治の関係性を問い直すことは、地域住 民の権利保護という観点で重要であることは 言うまでもない。そしてそれは、技術的な問 題として森林保護の実効性にもつながるだろ う。しかしながら、先に参照したブクチンの 議論にも見て取れるように、人間による人間 支配の社会的関係を問い直すことは、それ自 体、人間と自然の関係を問い直すことにもつ ながり得るということを見落としてはならな い。インドネシアにおける国際的な森林管理 が進む一方で森林劣化のペースが悪化したこ とを、単なる技術的な問題として棚上げする のではなく、そこに内在する問題があること を明らかにするべきなのである。

そこで、現在インドネシアの森林をめぐっ て生じているエコロジー的・社会的問題に対 する統治の技法を近視眼的に模索するだけで はなく、中・長期的な視点から、これまでこ の森林を舞台に行われてきた人間による人間 に対する支配と、その構図の延長線上にある、 人間による自然に対する支配の歴史的位相を 明らかにすることは、現代の森林をめぐる問 題を解決に向けた一助となるだろう13。よっ て、以下ではまずインドネシアにおける森林 管理制度の系譜を概要のみであるがスハルト 政権を軸として辿った上で、それについて考 察を加えていく。

Ⅲ. インドネシアの森林管理制度の系譜

1. 植民地時代からスハルト政権成立まで: 森林管理前史と国有化

そもそも森林は、歴史的に見ても、主権国 家にとって他の産業と比較できないほど重要 なものとして位置付けられてきた。すなわち 木材は、経済的に重要であっただけではなく、 19世紀の半ば頃には既に軍艦建設用材など の軍事的な重要性も有していた。それゆえ、 森林は領土を支配する王や貴族の所有物とさ れ、また、彼らもその管理に熱心であった。 近代の政府もまた、森林を富国強兵と密接に 結び付けて考えており、近代国家建設に向け、 森林は主権国家の領域・財産として保護され、 囲い込まれてきた (Lipschutz, 2005:108-109)。このような森林保護の原型は18 - 19 世紀のプロイセンにあると言われているが、 その国家建設と森林保護のモデルは、まずヨ

ーロッパ諸国へ、そして植民地拡大と共に各 地の発展途上国へと伝播していった。

インドネシアも植民地化の経験と共にこの 森林保護モデルを受け入れていくことにな る。ポルトガル人が来航したのは16世紀に 入ってからであったが、1602年にはオラン ダ東インド会社が設立され、ジャワを中心と して、多くの島々がオランダの植民地とされ た。この後20世紀初頭に民族独立運動が活 発となるまでインドネシアはオランダの植民 地支配下に置かれていたが、この当時は現代 と比するような大規模な伐採はされておら ず、チーク、黒檀などの高価値木を中心に伐 採され、また同時に植林もされていたという。

この後、第二次世界大戦中の日本軍による 占領とオランダの植民地政府崩壊を経て、 1945年に独立を宣言、再支配を目論むオラ ンダとの戦争の末、1949年に連邦共和国と して正式に独立を勝ち取った。独立を宣言し た1945年に制定されたインドネシア共和国 憲法第33条3項においては、森林、土地を 始めとする自然資源は全て「国家によって管 理統治」され、人民の福祉のために最大限活 用されることが謳われた。

オランダの植民地であった時代から、イン ドネシアにおいては輸出向けの熱帯雨林の伐 採が盛んであった。その独立後も石油に並ぶ 外貨獲得資源として丸太の輸出が奨励されて いたが、1950年の段階ではまだ国土の約 80%にあたる約 1.62 億 ha が森林に覆われて いたと言われており、この後 1970 年代に突 入するまでは森林面積に大きな変化は無かっ

た。インドネシアの森林とその住民の運命が 大きく変わるのは、この後 1967 年 ¹⁴ にスハ ルトが政権の座に着いてからである。

2. スハルト政権における森林管理:開発独裁と利権の集中

憲法によって森林が国有とされた後も、実 際の森林管理は各共同体の慣習的な利用に任 されており、また、国家レベルでは未だ森林 法の整備はされていなかった。それゆえ、ス ハルト時代に制定された1967年第5号森林 法 (林業基本法)15 が最初の成文化された森 林法であると言える。同法では森林計画、開 発、モニタリング、評価が定められ、伐採権 は中央政府から供与されるものとされた。こ こにおいて中央政府からの伐採権を持たない 者は森林伐採地域への侵入が制限されること となり、元来慣習的に土地を利用していた者 であっても、その立ち入り、伐採に許可を得 ることが(法律的には)必要とされた16。続 いて1970年第21号政令では森林事業権 (HPH) や林産物採取権 (HPHH) 等の森林 を利用する権利について定められ、同第33 号政令では森林計画について制定された。

スハルトの始めた新秩序(オルデ・バル)は典型的な開発独裁であり、インドネシア企業だけでなく、外国資本も呼び込んで大規模な森林伐採が推進された。なお、そこで小規模な伐採業者は締め出されていたわけではなく、地域の企業家や役人、武装勢力や政治家などとの密接な繋がりを維持することを通じて、森林伐採から大きな利益を得ていた。そ

して彼らは、大企業や大規模な伐採プロジェクトの周辺でウェブ状にネットワークを形成することで、そのような開発の構造をインドネシアの土地に深く根付かせたのだった。

新秩序の下で権限を得た伐採企業の操業が 本格的に始まると、森林の減少が一気に加速 した。そしてそれは、森林に居住していた人々 の共同体にも、2つの大きな影響を与えた。 1つは貨幣経済の浸透であり、もう1つはロ ーカル・コモンズ(地域において共的に利用 されてきた資源) の簒奪である。貨幣経済の 浸透は、伐採関係者に対して魚や野菜を売っ たり、伐採に直接協力して貨幣を得たりする ことによって進んだ17。貨幣経済の浸透自体 がローカルな共同体での生活スタイルを変化 させるものでもあるが、ローカル・コモンズ の簒奪は、より直接的な形で行なわれた。先 に確認したように、1967年法では森林の利 用を中央政府が一元的に独占管理しており、 法律上は、村人たちは違法な利用者としての 立場に追いやられていた。そこで彼らは、森 林の利用が制限されるだけではなく、自分た ちが慣習的に利用してきた森や、慣習的に保 全してきた森を、外部の者たちに否応無く切 られていくことに対して、対抗する術を持た なかった。

1979年には、HPH 保有者による木材加工 工場の併設を義務化し、1985年には丸太の 輸出が全面禁止とされた。これは、木材の加 工を国内で行うことによって、国内木材産業 を育成することを目指したものであった。こ れによって利益を得たのは、国内の木材加工 業において大きなシェアを占めていたグルー プ企業であり、スハルトと太いパイプを持っ ていた者たちであった。彼らは事実上の価格 カルテルを結ぶことによって合板の価格を低 く抑え、安価なインドネシアの合板は世界の 需要の 79% を占めるに至った ¹⁸。

3. スハルト政権崩壊後の森林管理:地方分 権と森林ガバナンスの悪化

1998年にスハルト体制が崩壊すると、改 革 (リフォルマシ) の波の中で民主化と地方 分権化の流れが押し寄せてきた。この流れの 中で、林業省は一連の政策改革に乗り出した。 そこで幾つかの法令が制定されたが、最も大 きな変化は1999年林業法の制定であると言 える。それは、旧森林法(林業基本法)にお いて政府事業体と私企業のみに認められてい た森林の利用権を個人及び協同組合にまで拡 大し、国益に反しない限りでの慣習的な森林 利用・保全の権利を認めるものである。また、 地方分権化の流れの中で、森林・林業に関す る諸政策を効果的に実施するために、それら の権限の一部を中央政府から地方政府に移譲 することも定められた。

このような一連のリフォルマシは、民主化 だけでなく、森林保護に関しても良い効果を もたらすことが期待されていた。しかし、 1999 年に制定され 2001 年に施行された地方 分権化法は、皮肉な結果をもたらすことにな った。この法律によって中央政府の権限と支 配力は著しく低下し、代わって裁量を移譲さ れた地方政府が、無計画な小規模伐採の許可

を地方事業者に出し始めた。無軌道な伐採権 の認可より事態を悪化させたのは、地方政府 や治安当局部隊により守られた資本家とその 資金の提供を受けた住民グループによる無許 可の伐採が横行したことであった19。これは、 短期的な経済的利益を求めて企業が地域住民 の「同意」を得て進めた伐採であり、強力な 中央政府や軍隊の影響力が不在の中、その拡 大は止まるところを知らなかった。その際、 そもそも地域住民は違法伐採を有害だとか不 法行為だとかいった理解をしていなかったと も言われている。また、地方政府は、中央政 府の法律においては違法であると判断される と知りながらそれらの伐採を追認することも あり、住民のレベルでも地方政府のレベルで も、それぞれ合法と違法の境目が曖昧であっ たことも指摘されている (Colchester, 2006: 33-34)。このような状況を受けて中央政府は 2002 年第 34 号政令によって 1999 年の地方分 権化法(政令)を廃止し、森林伐採権の認可 権限を再び中央政府に戻し、林業省の権限の 強化に努めた。しかし依然として違法伐採は 止まらず、この時期に生まれた伐採ネットワ ークが 2000 年代後半の統計に見た森林減少 のペース悪化を後押ししたとも考えられる。

このような状況は、2004年にメガワティ の後を受けて就任したユドヨノ大統領の政権 において違法伐採を一斉摘発したことで改善 に向かい、無秩序な乱伐の流れには一定の歯 止めがかけられた。しかしながら、「違法伐採」 によって利益を得ていた地域住民たちはそれ によって現金収入を失い、「危機の時期」と

呼ばれる経済的困窮状態に陥ることとなった²⁰。

4. 国際的な森林管理の強化:FLEG の導入

インドネシアの熱帯雨林の減少・劣化は 1970年代から一貫して存在してきた問題で あり、世界銀行と FAO は 1988 年から共同 で林業セクターの健全化のプロジェクトを用 意していたが、開発独裁体制で大規模伐採か ら大きな利益を得ていたスハルト政権におい ては、そのような提案は概ねはねられてきた。 しかし、スハルト政権の崩壊と民主化の進行 は、国際的な森林管理の強化を受け入れる土 壌を用意した。その最初の関与のケースとし て、1998 年に IMF の意向表明書を受ける形 で世界銀行が提案した林業改革が挙げられる だろう。この結果、国内産業保護と違法伐採 対策のために中止されていた丸太の輸出が再 開され、スハルト政権期から国内の合板産業 に与えられていた優先的な地位や伐採権も剥 奪された。さらに、スハルト大統領の個人的 な政治資金源となっていた植林基金は一般予 算へと移管され、ロイヤリティと呼ばれる不 透明な徴収金も、伐採量に応じた森林資源使 用料に変更された。

そして先に見たように、2001 年以降世界 銀行は、東アジア FLEG プロセスを積極的 に推進する主体として、インドネシア国内に おける法の執行とガバナンス改善に向けて積 極的にコミットしていくこととなる。そして、 その対象は文字通りの「違法伐採」には限ら れない。「違法伐採」の周辺には「違法森林 活動(illegal forest activities)」が展開されており、それは木材の加工から貿易、違法な木材の使用、そして金融活動にまで及ぶ多分野に広がる重層的なプロセスとして捉えられる(Colchester, 2006: 2)。したがって、違法伐採に関わる「法」もまた、森林法だけではなく土地所有権や商取引法、野生生物保護法などの多岐にわたり、さらには成文法だけではなく、より広範に拡張された慣習法や規範の取り扱いも含まれる。FLEGには行政の腐敗の撲滅や透明性の確保(「ガバナンスの向上」)も含まれていることを考慮すれば、FLEGが立法・行政・司法にわたる、包括的で強力な構造調整プログラムとして働いたと言ってよいだろう。

そして、FLEGプロセスの進行に伴い、林 業省内にも変化が見られるようになる。すな わち、1999年林業法において新たに設けら れた「慣習法社会」や「住民参加」といった 項の主流化であり、「住民は森林区域から排 除すべき『森林破壊者』ではなく、森林管理 の『主体』としてエンパワーしていくべきで ある」との考え方の浸透である。地方分権に よって違法伐採が急激に増大したことにより 地方分権化を定めた政令は廃止されたが、「慣 習林」や「村落林」、「コミュニティ林」といった国有の土地における地域住民参加型の森 林管理プログラムが創設あるいは再編強化さ れてきている²¹²²。

Ⅳ. 上からの森林管理の深化と強化

ここまで、インドネシアにおける森林管理

の系譜の概要を辿ってきた。これを現代の環 境ガバナンスにおいて強調されている理念型 「上からの統治と下からの自治の統合 | に至 る弁証法的な発展過程であると見ることは可 能である。すなわち、植民地支配から独立す ることで自国の利益を確立し ($III-1 \rightarrow 2$)、 スハルト開発独裁体制において恣意的・非持 続的に運用されていた森林管理体制を民主的 で持続的なシステムへと再構築し(Ⅲ-2→ 3)、その失敗を国際的な関与によって良い ガバナンスに導く(\mathbb{II} —3→4)過程である。 このように見ると、現在の FLEG が地域住 民の生活環境保護に失敗しているとしても、 それは合理的で民主的な、「良い」森林管理 へと至る過渡的なものとして捉えられる。

しかし、森林に依存して生活する住民の視 座からこの過程を観察すると、異なった構造 を見て取ることができる。すなわち、伝統的 な生活様式の変容と森林伐採ネットワークへ の組み込み (Ⅲ—1→2)、森林伐採ネット ワークの後ろ盾の変化への対応と「取り締ま り」による生活困窮 (Ⅲ-2→3)、取り締 まり主体の変化と強化、「住民参加」(Ⅲ-3 →4)という過程である。伝統的な生活様式 や理想化された森林生活者を想定するなら ば、この過程は望ましい方向へと伸びた発展 経路にも見える。しかしながら、社会関係や 歴史性を排除した自然と住民のユートピア的 調和と言うのは現実から乖離しており、実際 の生活者はその時々の支配―被支配の関係の 中で自然との関係を構築してきている。この ように見た場合、国際的な関心・利益に沿っ

て行われる森林管理において付与される森林 の価値は、必ずしも地域住民の関心・利益か ら見いだされる森林の価値と一致するもので はない。そしてそのような森林管理の徹底は、 国際的な関与によって合理的で普遍的なもの となった「法」を通じて行われるとき、逆説 的に、より地域住民を困窮させる結果を生ん でいるのである。

このような逆説的な状況を理解する上で、 地域に根ざして社会学的な知見を積み重ねて きた一連のコモンズ論研究が有用となる。よ って以下では、コモンズ論の発展過程をポリ ティカル・エコロジーの議論と重ね合わせる ことで、FLEG について考察していく。さら に言えば、それは環境ガバナンスにおける「上 からの統治と下からの自治」の統合を考える 上でも重要な観点を提供するだろう。

そもそもコモンズ論とは何かを理解する上 では、その発端であり、アンチテーゼとも言 える「コモンズの悲劇 | モデル (Hardin. 1968) を理解する必要がある。「コモンズの 悲劇」における主張は以下のように要約でき るだろう。「共同で使用されるコモンズ(共 有地、共有資源) は個々人が利得を最大化し ようとする合理的な行動(集合行為)によっ て荒廃するため(社会的ジレンマ)、コモン ズは公有化や私有化 (privatization) 等を通 じた管理を導入されねばならない」。コモン ズとは元々は村人によって共同で利用される 牧草地のことであったが、それが有限な天然 資源の比喩として用いられ、資源管理、そし て環境的介入の必要性について主張するのに

用いられてきたのである。

このように、発展途上国の人々を「市民的 自覚が無い幼い汚染者」と見て、先進国による「上からの」統治の導入を推進しようとす る類の環境保護論が存在する。そしてそれは、 このハーディン論文が世に問われて以来、現 代に至るまで連綿と続いてきている。エスコ バルは、そのような先進国による介入志向の 環境保護論者の見方について、以下のように 述べている。

第三世界の人々は知識を持っておらず、慢性病的な状態に囚われている。科学者は、よい医者のように、その病んだ社会を治療するために介入する道徳的義務を負っている(Escobar, 1995: 159)。

その一方で、「コモンズの悲劇」に基づく「上からの」環境管理のモデルを「個人主義的で、協力より競争的関係を強調する西洋中心主義的な視座に立つもの」であり、「西洋的な所有観と市場の万能性への妄信に基づいている」(Berkes, 1989: 2)として批判し、ローカルな共同体による自律的な資源管理の有効性(コモンズの生態学的機能)やそれ自体の社会関係としての重要性(コモンズの社会的文化的機能)を主張する多数のフィールド研究が人類学や社会学、環境経済学など様々な分野・地域から蓄積されてきた(Acheson, 1975、Acheson and McCay, 1985、Berks, 1989 など)。それがコモンズ論と呼ばれる一連の研究である。日本では井上真を始めとす

る社会学者によってローカルな共同体による 資源管理の生態学的及び社会的文化的重要性 が丹念に実証的に論じられてきた(井上, 1997, 2003, 2004, 宮内, 2006, 三俣, 2010 など)²³。

もちろんこの対置された2つの立場は必ず しも互いに排反ではない。ローカルな共同体 を無視した形での「上からの」資源管理は、 それが不適切であるばかりか不可能であるこ とは多くのコモンズ研究が立証してきたこと であるが、同じように、ユートピア的なロー カル・コモンズを夢想して市場や国家から囲 い込むことで「保護」しようとすることも不 適切であり、また不可能でもある。国家や市 場の働きから完全に独立して存在してきた共 同体が存在する可能性については否定しない が、ほぼ全てのコモンズは、何らかの形で市 場や国家、NGOなどと既に関わりを持って きている。そのため、「コモンズ資源を中心 に展開される社会関係としてのコモンズーと いう意味では、それらも全て含んだ形で歴史 的に形成されたコモンズを考察の対象とせね ばならない。三俣・菅・井上(2010) におい ても確認されているように、コモンズ論は保 守的なエコロジーを目指すものではなく、「上 からの」管理のいきすぎを問い直し、その修 正を可能にする、言わば相互補完的な役割を 果たすものである。そしてそれは、平等性や 公正性といった規範的な価値をコモンズに求 めるだけではなく、あくまでローカルなレベ ルにおける生活の中の資源利用、社会的エコ ロジーの実態を注視することによって可能と

なる。

環境社会学や農村社会学において蓄積され てきたこれらの研究は、「第三世界のポリテ イカル・エコロジー (third world political ecology)」と軌を一にする研究であると言え る (Bryant & Bailey, 1997)。安部 (2001) に従ってそれを定義するならば、それらは「土 着のシステムを理解せず、マクロなレベルの ポリティカルな視点からエコロジーを解釈す る傾向」を批判する傾きを持っており、それ は、中心 - 周辺構造における「中心」の政治 的な利害関心によって、グローバル・レベル での環境保護が行なわれている状況を批判す る立場であると言える。そしてそれは、ある 種の「ポリティカル・エコノミー」、すなわち、 アカデミックな分析視角において政府と市場 との間の緊張関係や富と権力の相互関係にの み焦点を当てることによって、パワーを持た ないとされる人々、「周辺」の人々を死角へ と押し込んでしまうような種の「ポリティカ ル・エコノミー」への偏向性をずらしていく ことを試みるものでもある。コモンズ論は、 まさにこのポリティカル・エコロジーの中の 「制度論的アプローチ」(安部, 2001: 34) に あたる。

この図式を再び FLEG に重ね合わせてみ ると、上からの管理のいきすぎを押し留める ことが、より困難であることを見て取ること ができる。すなわち、法の強制は国家の本質 的な機能の1つであり、その政府の機能の強 化を世界銀行や ITTO (国際熱帯木材機関) といった国際機関が後押ししている(「上か

らの」管理)。その一方で、合法的な管理に よって巧妙に推進される囲い込みは、いった んその合法性=正統性(legitimacy)が構築 されてしまうと、それに対する異議申し立て が非常に困難となる。そしてそれは、違法な 伐採業者によってなされた暴力的な囲い込み に対する異議申し立てよりも困難を伴う。こ れは、「コモンズ」の原型となったイギリス の牧草地において行われたエンクロージャー (囲い込み)が、領主や富農によって暴力的 に行われたとき (第一次エンクロージャー) よりも、議会の制定法による合法的な囲い込 み (議会エンクロージャー) の方がより苛烈 で、暴力的な結果をもたらしたことと相似形 をなしている。

ザックスやエスコバルらは、「持続可能な 開発 | や「住民参加型管理 | といった言説が 地球環境ガバナンスにおいて正統性と共に受 容されていくことによって、資源管理に対す る「上からの」統治が正統化され、環境的介 入の論理となってしまうことを明らかにした (Sachs, 1992, Escobar, 1995 など)。 さらにエ スコバルによれば、そのような言説は客観的 かつ合理的な「環境管理主義 (environmental managerialism)」によって自然環境を科学 的に保護し、全てをグローバルに統合された 市場へと編入し、ローカルな文脈から引き剥 がして一般的・抽象的な資源として再定義さ れ、計算可能なものにされてしまうものだと 言う (Escobar, 1995: 194)。これはまさに「コ モンズの悲劇 | が主張していた「古く疑わし い枠組みしの復権そのものであり、地球環境

とその「か弱い未来を発明」するためにグロ ーバルな科学が展開されているのである (Goldman, 1998: 4-22)。さらにアグラワルは、 そのような資源管理の制度を統治のテクノロ ジーとして捉え、それがローカルな共同体の 成員自身を合理的個人として、そして市場経 済的価値と有用性に基づいて自然を管理する 「環境的主体」として訓練し主体化すること を論じた (Agrawal, 2005)²⁴。 そこには、 1980年代から主張されていたブクチンのソ ーシャル・エコロジーが、現代に至ってより 先鋭化していることが見て取れる。処方箋は 異なるとしても、ある種の「自然との共生」 へと盲目的に導こうとする営みに対してより 開放的で参加的な知と生産の様式を要求する 姿勢は、現代の地球環境ガバナンスにとって 必要なものであると言えるだろう。

V. 持続可能な森林経営

ここまで、インドネシアにおける森林管理の系譜を辿りつつ、それが孕む問題を、コモンズ論とポリティカル・エコロジーの議論を参照することで考察してきた。「上からの統治と下からの自治」の統合という地球環境がバナンスの理想は素晴らしいが、少なくともインドネシアにおけるFLEGを見る限り、そこに存在する権力性を考慮すること無しに、その環境管理主義や法執行を評価することは出来ないことが明らかになった。本稿では、木材市場の役割や、FLEGを推進する側の国々の個々の役割や動態について述べることは出来なかったが、最後にFLEGを推進

する国際的な枠組みの構築と市場の関係について触れておきたい。

先に確認したように、「違法伐採」が焦点 化され、違法伐採との「闘い (combat)」と いう共通認識が形成されていったのは、1997 年のデンバー・サミットからである。そこで 違法伐採が焦点に上がった背景には、1990 年代に極端に悪化した森林減少率を上げるこ とができるが、それが焦点化された動機とし ては、次の2つの懸念が挙げられる。 すなわ ち、第1に、無軌道で不当な違法伐採により 森林の持続可能性が失われ、利用可能な熱帯 雨林が失われてしまうことに対する懸念があ る。熱帯雨林は気候変動の面でも木材それ自 体としても重要な資源であり、それゆえ保護 せねばならない、とされる。 2点目は、「合 法的な木材」に対して「違法な木材」は法的 な規制や煩雑な手続きを無視して伐採されて いるためにコストが安いため、それらが木材 の国際貿易を圧迫することに対する懸念であ る。世界銀行が2007年に行なった計算では、 不十分な森林ガバナンスによって生じる損失 は1年につき10~15億US \$にも及ぶとい う (FAO. 2010a)。

この「問題」に関して、G.W. ブッシュ政権下のアメリカ合衆国 ²⁵もプレジデント・イニシアティヴ ²⁶として違法伐採の撲滅を推進していたが、当時の国務長官であったパウエルは以下のように述べている。

違法伐採と悪質な環境管理は、何十億 ドルもの喪失に相当する。それは、その

ように失われなければ、それぞれの政府 によって学校を建て、債務を減らし、何 百万もの人々を貧困と悲劇から救い出す ことができた「何十億ドル」であるスー。

このような試算や言及は、森林=木材を市 場における価値に換算している点において共 通しており、その保護が発展途上国の経済的 発展にも寄与することが強調されている。 1990年代以降、世界銀行は「環境の正当な 経済的価値評価なしには持続可能な開発は達 成できない」とする立場を明らかにしており、 それは本質的に商品化され得ないものさえも 経済的な計算に乗せるようとしている。排出 権取引において顕著なように、近年の環境ガ バナンスにおいても市場メカニズムの導入が 議論されるようになっているが、FLEG を通 じた森林ガバナンスに関してはその発端から 既に市場の中に置かれてきており、木材生産 国と木材消費国は、市場において既に出会っ ていた。それゆえ、世界銀行などの開発機関 や、アメリカ、日本などの木材消費大国が比 較的早い段階から非常に積極的に FLEG に コミットしてきたのは、とりもなおさず木材 市場の健全性を保つため、そして「持続可能 な森林経営 (SFM)」を保つためだったと言 える²⁸。すなわち、FLEG は無軌道で計算不 可能な「違法伐採を撲滅(eliminate)」する ことによって計算可能で科学的かつ合理的な 「持続可能な森林経営」を成立させるための 手段であり、それは発展途上国の利益にも資 するとされるのである。

しかしながら現状では、木材生産国内にお いて「持続可能な森林経営」を維持できてい る森林の比率は、アフリカで5.5%、アジア 太平洋地域で11.6%、南米で2.0%に留まっ ている (ITTO, 2005: 7)。確かに「違法伐採 の撲滅 は環境保護においても重要であるし、 開発独裁の時期に大規模伐採によって多くの 人々が生活の場を奪われたことを思い起こせ ば、地域住民にとっても必ずしも悪いことで はない。しかし、現在の法と法執行に不備が あることが明らかであるならば、持続可能な 森林経営が今の段階で徹底されていないこと は、ある意味で良いことだと言えるかもしれ ない。「合法」の範囲が不当に狭い現在の状 態での「環境保護」はある意味では「環境破 壊」と同義であり、そこに森林が囲い込まれ てしまうことは、必ずしも肯定的に評価する ことは出来ないのである。インドネシアの FLEG において、世界銀行の行使する「グリ ーン・サイエンス²⁹ (Goldman, 2005: 101-102) によって持続可能な森林経営が合理的 でエコロジカルなものとしての正統性を得て いるとは必ずしも言えないかもしれないが、 それでもなお、その「合法的」な森林管理の 正統性は揺らいでいない。FLEG の射程には 森林関連法規の見直しや地域住民の慣習的な 利益の再発見、保護も含まれているものの、 そこに踏み込んだ政策も、未だ採られていな V > 30

ここまで様々な側面から検討してきたよう に、現行の FLEG が法律の強制に比重を置 きすぎていることによって、その執行は、貧 しく、権力から遠い者にとっては非常に有害となっている。その一方で、その合法性の根拠となる法は、既に法律的に「違法な」状態で暮らしてきた人々が多数いることや、生活のために「違法な」伐採を日常的にしている住民が多数いることなど、現実との巨大なギャップを包含したままであり、その適正化に十分な力を注がれているとは言えない31。

合法性によって囲い込まれた「持続可能な森林経営」の領域の外側は計算不可能な無秩序であり、それらは放置しておけば荒廃してしまう、というのは、まさに古典的な「コモンズの悲劇」モデルによって描かれていたシナリオである。そのような「持続可能な森林経営」の領域を拡大しようとするFLEGの眼差しは、植民地を眺めるそれに似ている。森林地域に住む5000万人とも言われる「違法な」居住者たちは、開発独裁の時代にも合法性の外で生存してきた。この「合法的な」森林管理による囲い込みが徹底された後、彼らはどこへ行くのだろうか。

国際機関によって行なわれる環境ガバナンスにおいては、その住民たちは利益を享受する主体として表されてきている。上からの統治と下からの自治の統合、あるいは住民自身による統治への参加が地球環境ガバナンスの1つの課題であったが、森林という自然資源からの恵みの享受と言う意味では、FLEGはその課題に応えるものであると言える。しかし、それらはコモンズ論において求められた相互補完的な「統治と自治の統合」とは必ずしも一致しない。そこでは、森林管理の主体

として地域住民を回収することによって「環境管理主義」的な統治の技術を構成し、正統化しているのである。

Ⅵ. まとめにかえて

本稿では、地球環境ガバナンスにおいて重 要なイシューの1つである熱帯雨林の保護に おいて、近年有力となってきている FLEG アプローチについて検討した。これは持続可 能な森林経営の阻害要因として重要視されて いる違法伐採を撲滅するためにG8サミット において採択され、FLEG プロセスとして二 国間、多国間の枠組みを通じて森林法の執行 とガバナンスの強化を推進しようとするもの であった。一方で、熱帯雨林保護はグローバ ルなレベルでは疑い無く正統性を持っている ものの、熱帯雨林はグローバル・コモンズ(地 球公共財)であると同時に、そこに実際に住 んでいる人間にとっては具体的な生活の場、 ローカル・コモンズでもあるため、そこに住 む人々の声を、そのガバナンスに取り込んで いくことも必要とされる。これは、地球環境 ガバナンスが重層性を持ち、上からの統治と 下からの自治の統合が課題とされる所以であ

しかしながら、現在のFLEGは法律を通じた上からの統治を展開しており、それは必ずしも慣習的な土地利用を包摂するものではなく、現状としては自然環境の保護にも住民の生活環境の保護にも成功しているとは言い難い状態にある。インドネシアにおいては、スハルトの開発独裁体制以降、中央集権的な

「上からの」森林経営が長く続いていたが、 その時代であっても、地域住民は大規模商業 伐採に協力するなどして生存してきた。そこ では、中央集権的で垂直的な森林経営が行わ れていたものの、そこで暮らす人々はしたた かに生活の糧を得、また、NGOなどと協力 しながらその声を上げ、生活を営み、構成し てきていた。森林法の強制は、これらの生活 を規制し、森林を新たな法律的エンクロージ ャーの内に収めようとするものである。そこ ではNGOや村の代表といった、「ローカル な主体」を代表するとされる者たちが、その 管理を裏書きし、正統性を高めている。この 新たな囲い込みは、国際的な地球環境ガバナ ンスという「上からの統治」を支える正統性 と、ローカルな主体の取り込みによる「下か らの自治」を支える正統性を備えたものであ る。

そこで違法とされる伐採は、確かに、必ず しも善とは言えないかもしれない。しかし、 法の執行を強化することで逮捕され、生活基 盤を奪われているのは、その「合法性」の内 で代弁される利益に与れていない人々であ る32。そして、そのような者たちが取り締ま られる一方で、大規模な違法伐採の多くは今 も止まっていない。大規模な違法伐採を止め るためには腐敗の撤廃を目指したガバナンス の向上が必要となるが、慣習的な土地利用を している人々や、已むなく伐採の下請けをし ているだけの一部の人々が逮捕されてしまう ような状態は、FLEG の徹底だけでは解決し 得ない。FLEG が地域住民の慣習法などの新 たな法をより広く包摂していくことで、この 状況が改善しうるのか、あるいはそれを具体 的にどのように行うのかは未知数であり、今 後の事例研究の積み重ねを待たねばならな い。しかし、具体的な事例研究や自然科学的 な考察だけでは抜け落ちてしまう支配-被支 配の関係とその権力性については、今後もそ の動態の中で分析を続ける必要があるだろ

参考文献

- 安部竜一郎, 2001, 「環境問題が立ち現れるとき: ポリティカル・エコロジーへの構築主義アプロ ーチの導入」『相関社会科学』第11号.
- 井上真,1997,「コモンズとしての熱帯林」『環境 社会学研究』第3号.
- 井上真, 2003, 「揺れ動く住民参加の森林政策」池 谷和信編『地球環境問題の人類学:自然資源へ のヒューマンインパクト』世界思想社:pp.141-
- 井上真,2004,『コモンズの思想を求めて』岩波書
- 多辺田政弘, 1990, 『コモンズの経済学』学陽書房. 多辺田政弘, 2005, 「コミュニティ再考:実践と統 治の視点から」『社会人類学年報』31:pp.1-29.
- 松下和夫,2007,『環境ガバナンス論』京都大学学 術出版会.
- 三俣学, 菅豊, 井上真編著, 2010, 『ローカル・コ モンズの可能性:自治と環境の新たな関係』ミ ネルヴァ書房.
- 宮内泰介編, 2006, 『コモンズをささえるしくみ: レジティマシーの環境社会学』新曜社.
- マレイ・ブクチン,「ソーシャル・エコロジーとは 何か」リチャード・エバノフ、戸田清編, 1995, 『環境思想と社会』東海大学出版会:pp.54-59.
- Acheson, J.M., 1975, "The lobster fiefs: economic and ecological effects of territoriality in the Maine lobster industry", Human Ecology, vol.3: pp.183-207.
- Agrawal, Arun, 2005, Environmentality: Technologies of Government and The Making of Subjects, Durham: Duke University Press.
- Angelsen, Arild, David Kaimowitz, 2001, Agricultural Technologies and Tropical Deforestation, CIFOR.
- Berkes, Fikret, (ed.), 1989, Common property resources: ecology and community-based sustainable

- development, New York: Belhaven Press.
- Bryant, Raymond L. & Bailey, Sinead, 1997, *Third World Political Ecology*, London and New York: Routledge.
- Colfer, Carol J., Ida Aju Pradnja Resosudarmo, ed., 2002, Which Way Forward?: people, forests and policymaking in Indonesia, RFF Press.
- Christy, Lawrence C., Charles E. Di Leva, Jonathan M. Lindsay, Patrice Talla Takoukam, 2007, Forest Law and Sustainable Development: Addressing Contemporary Challenges Through Legal Reform (Law, Justice, and Development Series R43), World Bank.
- Colchester, Marcus, 2002, Indigenous Peoples and Protected Areas in South and Southeast Asia: From Principles to Practice, Iwgia.
- —2003, Bridging the Gap: Challenges to Community Forestry Networking in Indonesia, CIFOR.
- —2006, Justice in the forest: Rural livelihoods and forest law enforcement, CIFOR.
- ——Larry Lohmann, 1993, The Struggle for Land and the Fate of the Forests, Zed Books.
- Dawn Chatty, 2002, Conservation and Mobile Indigenous Peoples: Displacement, Forced Settlement and Sustainable Development, Berghahn Books
- Escobar, Arturo, 1995, Encountering Development: The Making and Unmaking of the Third World, Princeton: Princeton University Press.
- ——1996, "Constructing nature; elements for a poststructural ecology," in Richard Peet and Michael Watts (ed.), Liberation Ecologies: Environment, Development, Social Movements, London; Routledge, pp. 46-68.
- ——2008, Territories of Difference: place, movements, life, redes, Durham: Duke UP.
- FAO, 2010a, Global Forest Resource Management 2010.
- FAO, 2010b, Global Forest Resource Management 2010 Country report: Indonesia.
- Forest Watch Indonesia, WRI, Global Forest Watch, 2002, The State of the Forest Indonesia.
- Goldman, Michael (ed.), 1998, Privatizing nature: political struggles for the global commons, (Transnational Institute series), London: Pluto in association with Transnational Institute.
- —2005, Imperial nature: The World Bank and Struggles of Social Justice in the Age of Globalization, Yale University Press.
- Hardin, Garret, 1968, "The Tragedy of the Commons", *Science*, New series, Vol.162, No.3859: 1243-1248.
- ITTO, 2005, Status of Tropical Forest Management.

- Kaimowitz, D., 2003, "Forest Law enforcement and rural livelihoods", *International Forestry Reviews* 5(3): 199-210.
- Lipschutz, R. D., 1999, "Bioregionalism, civil society and global environmental governance", McGinnis, M. V., ed., *Bioregionalism*, London: Routledge.
- Lipschutz, R. D., Rowe, James K., 2005, Globalization, Governmentality and Global politics: Regulation for the rest of us?, London and New York: Routledge.
- McCay, B.J. and Acheson, J.M. (ed.), 1987, The Question of the Commons: The Culture and Ecology of Communal Resources, Tucson: University of Arizona Press.
- Obidzinski, Krystof, Agus Andrianto, 2005, Illegal Forestry Activities in Berau and East Kutai Districts, East Kalimantan: Impacts on Economy, Environment and Society, CIFOR.
- Reid, Herbert, Betsy Taylor, 2010, Recovering the Commons: Democracy, Place, and Global Justice, University of Illinois Press.
- Sachs, Wolfgang, (ed.), 1992, The Development Dictionary: A Guide to Knowledge as Power, London & New Jersey: Zed Books.
- (ed.), 1993, Global ecology: a new arena of political conflict, London & New Jersey: Zed books
- Tacconi, Luca, 2007, Illegal Logging: Law Enforcement, Livelihoods and the Timber Trade, Earthscan Pubns Ltd.
- ——2003a, Illegal loggin: more than a law enforcement problem, Jakarta Post, 10 December.
- —2003b, Fires in Indonesia: Causes, Costs and Policy Implications, Center for International Forestry Research (CIFOR).
- ——2001, Biodiversity and Ecological Economics: Participatory Approaches to Resource Management, Earthscan Pubns Ltd.
- The World Bank, 2006, Strengthening Forest Law Enforcement and Governance: Addressing a Systemic Constraint to Sustainable Development.

注

1 本稿では「ガバナンス」を「中央集権的な権威の存在しない状態で機能する国際システム」 (Rosenau and Czempiel, 1992)と理解するに止め、その概念自体から演繹的に考察を進めることはしない。また、地球環境ガバナンスにおける集権的な機構の必要性に関しても議論が蓄積されてきていることについては UNU Report (2002)で検討がされている。

- 2 「市民社会」について議論を深めることは本稿 の限界を超えているが、ローカルな共同体の成 員がガバナンスに参与することと、国際 NGO のような非政府アクターがアドボカシーを行な うこととは意味合いが大きく異なることについ ては本稿の文脈において留意する必要がある。 松下の定義によれば「上からの統治」の主体は 政府に限定されているが、地球環境ガバナンス の重層性を想起した場合、「上」や「下」という のは相対的なものとして捉えなければならない だろう。
- これは、グローバルなレベルにおいて基本的 に政府間関係とみなされてきたガバナンスを 「NGOs、市民運動、多国籍企業および地球規模 の資本市場まで含むべきもの」として捉えなお したグローバル・ガバナンス委員会による 1995 年報告書(The Commission on Global Governance, 1995) を受けての定義とされている。
- 4 FLEG は「森林法の執行及びガバナンス」と 訳されるが、例えば「東アジア FLEG | は東ア ジア地域における森林法の執行及びガバナンス の強化と、それに向けた国際的な取り組みを含 意しており、さらにそのための国際会議も 「FLEG」と呼称される。そのため本稿では、森 林法の執行及びガバナンスのみを FLEG とし、 それに向けた国際的なプロセスや会議について は FLEG プロセスと表記する。また、FLEG と は具体的には、森林関連法規の見直しや、行政 の透明性・法施行体制の改善、合法性証明・追 跡システムの整備、生産・加工・流通における 情報公開や透明性向上、などの幅広い対策を進 めるための支援を含む。
- 5 本稿でブクチンの提唱するソーシャル・エコ ロジーについて論じる紙幅は無いが、ブクチン によれば、自然環境の破壊の根底に潜むものは、 人間による人間支配であり、その構造の変革無 しには自然環境保護もまた困難であるという。 「自然支配という概念は、人間による人間の支配、 ありていにいえば、ある経済階級による他の経 済階級の支配や、植民地権力による植民地住民 の支配だけでなく、男性による女性の支配、年 長者による若年者の支配、ある民族による他の 民族集団の支配、国家による社会の支配、官僚 制による個人の支配から生まれてきた」(ブクチ \sim . 1995 : 54 - 55)
- この動機として、地球温暖化や炭素吸収源と しての森林に関心が向けられていたということ もあるが、むしろ商品としての木材を「持続可 能な森林経営 (SFM)」によって確保しようと する意図があったと考えられる。世界第1位の 木材輸入国であるアメリカや同2位の日本、そ して世界銀行やITTO(国際熱帯木材機関)な どの国際機関がより積極的に関与してきたこと からも、その傾向は窺い知ることができるだろ

- う。
- 「違法伐採」に関する国際的に共通した定義は 存在しないが、それが当該国の法に違反して行 なわれる活動であり、その活動には伐採だけで はなく加工や輸送、取引など木材に関わる全て の森林活動における違法活動を含めるのが一般 的である。
- インドネシアのケースについて言えば、毎年 のように起こる森林火災もその減少の大きな原 因の1つとなっている。
- コミットメントの具体的な文言は以下。「違法 伐採は、国及び地方政府、森林所有者及び地域 社会から重要な収入と便益を奪い、森林生態系 に被害を与え、木材市場と森林資源評価を歪め、 持続可能な森林経営を抑制する因子として機能 する。」(VI. 10.)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ ko_2000/documents/forest/fore_ab.html

- 10 この会合に参加したのは、インドネシア、中国、 タイ、フィリピン、ラオス、ベトナム、カンボ ジア、オーストラリア、G8から日本、アメリカ、 イギリス、ドイツの各国代表と、EUの代表、 そして世界銀行、ITTO、FAO(国連食糧農業 機関)などの国際機関、環境 NGO であった。
- 11 それぞれ性質や内容は異なるが、同年8月に はノルウェーと意向文書を締結し、12月には中 国と覚書を、さらに翌2003年には日本と共同宣 言を出している。本稿では詳述しないが、そこ で日本はインドネシアと共同で「違法伐採問題 に輸出入国双方が取り組み、違法材の輸出入を 排除する方策を追求すること」を宣言し、木材 生産国であるインドネシアにおける森林認証制 度の確立と消費国側である日本における違法木 材の締め出しをその主眼として FLEG を推進し ている。
- 12 インドネシアの FLEG に関しては、CIFOR (The Center for International Forestry Research, 国際林業研究センター) における研 究に多くを負っている。CIFOR は「森林減少及 び森林劣化の社会的、経済的、環境的影響に対 する世界的な懸念の高まり」を受けて1993年に ボゴールに本部を置いて設立された研究機関で あり、各国政府や国際開発機関、民間財団、地 域政府機関をドナーとして、各国の研究パート ナーと共に24ヵ国以上で研究を行い、森林政策 の改善のための提言を行ってきている。

http://www.cifor.cgiar.org/

- 13 「現代のエコロジー的および社会的危機につい ての議論において、私たちは、人類が何世紀に もわたって人間に対する支配と、その延長とし ての自然に対する支配を正当化するのに用いて きた支配のメンタリティが背景にあることを無 視しがちである」(ブクチン、1995: 195)。
- 14 1967 年大統領代行、同 68 年大統領就任。

- 15 なお、以下の森林法規の展開と内容について は主に全国木材組合連合会違法伐採総合対策推 進室(2007)を参照している。
- 16 実際には、政府の許可無く居住、耕作、森林 利用が認められていない「森林区域」内やその 周辺にも多くの人々が暮らしており、その数は 5000万人にも登ると言われている(島上、2010: 128)。
- 17 本稿では議論しないが、ソーシャル・エコロ ジーの文脈において資本主義経済は大きな位置 を占めていると言える。特に Barry Commoner などのソーシャリスト・エコロジー(socialist ecology)を唱導する者たちにとっては、この変 化はより重要意味合いを持つことになるだろう。
- 18 なお、森林開発のための法規が多く作られる 一方で、森林保全について定めた法律は伐採権 を定める法律から遅れること 15 年、1985 年第 28 号政令で初めて規定された。なお、1990 年の 時点でインドネシアの森林面積は 1.2 億 ha で 62%、同 2000 年には 0.98 億 ha で国土の 52%に まで減少している (FAO, 2005)。
- 19 このような違法伐採の増加は、インドネシア の政府統計と実際に輸出された量の差にも見て 取ることができる。ITTOなどの貿易統計にお いては実際に輸出された量が記録されるが、政 府の統計では合法的に登録されたものしか数え 上げられないためである。
- 20 本稿では扱わないが、現在多くの環境保護団体や NGO によって警鐘が鳴らされている大規模なアブラヤシの農園開発は、この「危機の時期」を時代背景として進行しているものである。
- 21 コミュニティ林政策の展開については、島上 (2010) が詳しい。
- 22 コルチェスターは、FLEG において考慮すべ き「基礎的な原則」として、以下の 4 点を挙げ ている (Colchester, 2006: 64)。
 - ・森林法だけでなく、森林と森林に依存して暮らす人々に関係する全ての法規を考慮すること。・人権保護制度の強化に注意を払い、司法の独立を改善し、地域コミュニティが法にアクセスできる状況を作ることを通じて人々の権利に基づいたアプローチを採ること。
 - ・天然資源管理における説明責任と透明性を高めることを目指した統治構造の改革を行なうこと。・市民社会組織と協力して改革を行い、政府の利権体質から改革を進めること。

さらに、「推奨される要素」として以下の4点を挙げている。

- ・参加型の法改正を通じて、不公正な法的枠組 みを是正すること。・法の執行を地域住民に対し ても平等に行うこと。・伝統的な森林管理を重視 すること。・小規模な違反者ではなく、大規模な 違反者をこそ取り締まること。
- 23 彼らの研究においてコモンズとは森・川・海

- などの地域資源そのものだけでなく、それらを「共同で利用・管理する制度」へと拡張されて使用されており(井上、2004:50)、その資源を持続的に利用・管理する規範や制度を分析するだけでなく、その周辺の社会関係も包括して論じていくのがコモンズ論の特徴であると言える。
- 24 同書においてアグラワルはフーコーを援用しつつ、このような知と権力の発動の過程を「環境の統治化(governmentalization of the environment)」と呼び、またその統治性を「エンバイロンメンタリティ(environmentality)」と名付けている。
- 25 アメリカは、日本、スイスと並んでITTOの 最大の資金拠出国の1つである
- 26 "President Bush's Initiative Against Illegal Logging".
 - http://www.whitehouse.gov/infocus/illegallogging/piail.html
- 27 Secretary of State Colin Powell, Earth Day remarks, April 22, 2003.
- 28 ITTO によれば、「持続可能な森林経営」とは 「森林から製品やサービスを継続的に作り出すこ とにおいて、森林が本来的に有する価値と将来 の生産性を不当に減少させることなく、かつ、 物理的社会的環境に悪影響を与えることなく、 明確に規定された1つ以上の管理目標を達成す る目的で、森林を管理するプロセス」であると いう(ITTO、2005: 4)。
- 29 世界銀行の職員は入手困難なデータに多数アクセスできるだけではなく、多くが一流大学の博士号を持っており、また研究機関として持つ年間3000万ドルの予算は世界でも群を抜いている。それゆえ世界銀行は、科学的知識を生産する主体として他の追随を許さず、その知識と実績の蓄積は、それ自体が権威を構成している。また彼らの研究は、環境関係省庁において参照されるだけでなく、NGOや研究者によっても引用され流布することで、世界銀行それ自身の正統性を再生産する、という(Goldman, 2005: 100-150)。
- 30 世界銀行によって 2006 年に提出された FLEG の報告書にも、地域住民の協力無しに FLEG は不可能であり、既存の(慣習)法の再認識することや、新たな機会を創設することで森林管理における地域住民の利益を強化すること、様々な人々の参加を得た状態で法を採用することで法の認識を高めることなどが必要だとされている。また、盗伐防止や監視ネットワーク、木材の追跡調査において地域共同体の協力が重要である旨が述べられている(The World Bank, 2006: 6, 45)。
- 31 政令 2007 年 6 号 15 において、コミュニティ や組合組織などの小規模な地域住民参加型森林 管理・経営の考慮が新たに規定されている。こ

れに伴って関連法規の整備が進むと予想されて おり、今後の動向を見守る必要がある。

- 32 熱帯雨林を商品的な価値を持った資源(木材) としての管理し、持続可能な森林経営を運営し ていくことで住民の生存の基盤が奪われている 状態は、戸崎らが「サブシステンス」という概 念を援用することで展開した議論と重なる部分 が大きい。戸崎によれば、サブシステンスとは「自 然生態系のなかで人間社会の実現を維持し、再 生産していく仕組み」であるという(戸崎, 2002:3)。これはポランニー以来の「商品化一 離床 (dis-embedding) / 脱商品化―埋め戻し (re-embedding)」という思想の系譜を引き継い でいるものと言える。森林という本来商品とし て人間が生産したものでないものが商品化され 市場で取引されることによって、森林は木材と なり、サブシステンスと共に実態的な社会から 離床する (dis-embed)。そして、商品化されて しまったサブシステンスが市場の論理の中で収 奪されていくことによって、サブシステンスの 崩壊・破壊が進行する。環境保護という名目で 生存のための手段を囲い込んでいる FLEG は、 「新しい囲い込み」と呼びうるものかもしれない。
- 33 また、本稿においてはグローバル化された市 場との関連を論じる紙幅は無かった。木材消費 国と木材生産国を合法性において結んでいるの は森林認証制度であり、今後検討していく必要 があるだろう。

投稿受付: 2014年6月30日 最終稿受理: 2014年10月7日

Р105-Щ□. indd 123 2014/12/02 11:17:20

Incorporating "Local" Subjects under Global Environmental Governance: The Genealogy of Forest Management Leading to Forest Law Enforcement and Governance Approach in Indonesia

YAMAGUCHI Haruo*

Abstract

This study intends to reveal the features and implications of the contemporary global environmental governance by describing the development of Forest Law Enforcement and Governance (FLEG) approach in Indonesia. One of the most important issues on global environmental governance is said to be the fusion of governance from above (i.e. government, international organizations, etc.) and from the bottom (i.e. "the local"). This interest is shared also in the context of FLEG approach. It is not only important for the purpose of securing the social environment of the local, but also of protecting natural environment. Though this paper shares the importance of them, what we can see in the Indonesian FLEG approach is not fusion of them, rather incorporation of the local dimensions into the governance from above. Consequently, the ratio of forest coverage in Indonesia continues diminishing in spite of the development of global environmental governance.

To elucidate the situation, we focus on three points bellow. First, we trace the genealogy of the forest management in Indonesia. It will be come out that even though the mode of forest management changes with the times, governance from above is consistent. And it is deepen and widen by innovating the form of law and the local voice. Secondly, we describe how FLEG approach is being developed in the field of

^{*} Ph. D. Candidate, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

125

Indonesia. The simplistic forest law enforcement can be seen there and it is revealed that international environmental intervention hardly bears meaningful fruit now. Finally, we examine how the local voice can be reflected on global environmental governance. Though what is endorsing the legitimacy of the global environmental governance is law and local voice, what improves the situation can be the voice itself.

By examining them, the present state and the possibility of the local voice would stand out in relief.

P105-山口. indd 125 2014/12/02 11:17:21